

令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託 仕様書（案）

1 業務名称

令和8年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託

2 背景と目的

県は、少子化や首都圏への人口流出の影響で増加する空き家・空き店舗等を地域の資源として捉え再生させる「リノベーションまちづくり」を推進しており、これには、地域全体の不動産活用やエリアマネジメントを担う民間事業者である「現代版家守」が欠かせない。

本業務は、リノベーションまちづくりの中核を担う「現代版家守」を目指すプレイヤーの育成を目的として、県東部地域で空き家・空き店舗等を活用する事業者等を対象としたワークショップ及び交流会を実施するものである。

3 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月12日（金）までとする。

4 対象者及び受講（参加）予定者数

(1) ワークショップ受講者

県東部地域（沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町）で空き家・空き店舗等を活用する事業者のうち、現代版家守やエリアマネジメントに興味・関心を持つ者、また、リノベーションまちづくりの中心人物になることが期待される事業者 20人程度

(2) 交流会参加者

県東部地域で空き家・空き店舗等を活用する事業者、また、活用に興味・関心を持つ事業者 30人程度

5 委託業務の内容

(1) ワークショップ内容の企画

(2)に記載する要件を満たすワークショップの具体的な内容及び使用する資料の詳細については、受託者による提案内容を踏まえ、県と受託者との協議により決定するものとする。なお、ワークショップにおいて使用する資料は、ワークショップ実施日の1週間前を目安に県に提出すること。

(2) ワークショップの実施

以下の要件に基づき、ワークショップを実施すること。

ア ワークショップの実施時期、時間等

実施時期	令和9年1月31日（日）までに実施すること ※
回数	1回

実施時間	受託者の提案内容による
実施場所	受託者の提案内容による

※具体的な日程については、契約締結後に県と受託者が協議して決定するものとする

イ ワークショップ受講者の募集

県と協力し、4（1）に記載する要件を満たすワークショップ受講者を募集すること。なお、東部地域 14 市町のそれぞれから事業者が 1 人以上受講するよう努めること。

ウ ワークショップの実施方法

ワークショップは、講義、グループワーク、リノベーション物件及び空き家・空き店舗等の視察を目的としたまちあるきを組み合わせて実施することとし、対面で開催すること。なお、受講者の会場までの交通費については、受講者の自己負担とする。

エ 受講者アンケートの実施

ワークショップの成功点や課題を整理するため、受講者に対してアンケートを実施すること。

(3) 交流会内容の企画

(4)に記載する要件を満たす交流会の具体的な内容及び使用する資料の詳細については、受託者による提案内容を踏まえ、県と受託者との協議により決定するものとする。なお、交流会において使用する資料は、交流会実施日の 1 週間前を目安に県に提出すること。

(4) 交流会の実施

以下の要件に基づき、交流会を実施すること。

ア 交流会の実施時期、時間等

実施時期	ワークショップ開催後、令和 9 年 2 月 14 日（日）までに実施すること ※
回数	1 回
実施時間	受託者の提案内容による
実施場所	受託者の提案内容による

※具体的な日程については、契約締結後に県と受託者が協議して決定するものとする

イ 交流会参加者の募集

県と協力し、4（1）に記載する要件を満たす交流会参加者を募集すること。なお、東部地域 14 市町のそれぞれから事業者が 1 人以上参加するよう努めること。

ウ 交流会の実施方法

対面で開催すること。なお、参加者の会場までの交通費については、受講者の自己負担とする。

エ 参加者アンケートの実施

交流会の成功点や課題を整理するため、参加者に対してアンケートを実施すること。

(5) 実施報告書の作成

ワークショップ及び交流会の実績等（内容、参加者数、参加者情報、アンケート結果、今後県が実施すべき施策の提案等）をまとめた実施報告書を作成し、交流会開催後2週間以内に県に提出すること。

6 実施体制

- (1) 本業務の受託者は、本業務の実施に当たって、事業全体を統括する責任者を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- (2) 本業務の受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の名簿とその連絡先を明記した業務体制表を、契約締結時に提出すること。
- (3) 県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

7 その他事業実施における留意点

- (1) 受託者は、受託決定から契約締結までの間に、契約内容について県と詳細に協議すること。また、契約締結後 10 日以内に実施計画書を提出すること。
- (2) 受託者は、業務実施に当たり、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議し、仕様書の記載内容に反しないことを前提に、契約金額の範囲内において、実施内容を随時修正・変更できるものとする。
- (3) 受託者は、本業務が終了したときは実績報告書を直ちに提出すること。

8 成果物の納入

- (1) 受託者は、以下「成果物一覧表」に示す成果物を納入すること。納入時期は、定めがあるものはそれに従い、定めのないものは別途協議すること。また、内容の詳細についても別途協議すること。
- (2) 各種資料の記述は日本語によるものとし、電子データで提出すること。
- (3) 納入場所は、静岡県総務部東部地域局地域課とする。

【成果物一覧表】

書類名	納入時期	様式
実施計画書	契約締結後 10 日以内	様式第 1 号
実績報告書	本業務完了時	様式第 2 号
ワークショップ資料	ワークショップ開催 1 週間前まで	任意様式
交流会資料	交流会開催 1 週間前まで	任意様式
実施報告書	交流会開催後 2 週間以内	任意様式

9 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に関する所有権及び著作権は、作成した時をもって受託者から県に無償で移転し、県に帰属する。（ただし、受託者が従来から有していた権利及び

第三者が権利を有するものの知的財産権等は、受託者または当該第三者に留保されるものとする)

(2) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 型）

令和 8 年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託
実施(変更)計画書

令和 年 月 日

静岡県東部地域局長 様

所在地
名 称
代表者

時期	業 務 内 容	備 考

<代表者印がある場合は不要>

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

職名及び所属は記載該当がある場合

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 型）

令和 8 年度リノベーションまちづくりプレイヤー育成業務委託
実績報告書

令和 年 月 日

静岡県東部地域局長 様

所在地
名 称
代表者

時期	業 務 内 容	備 考

委託業務完了年月日 令和 年 月 日

<代表者印がある場合は不要>

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

職名及び所属は記載該当がある場合